

組合だより

第54号

5月20日
2003年

発行所

岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市津島中2-1-1
電話 086-252-1111(代)
(内線) 7168
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

有事法案に関する緊急声明

有事三法は、衆議院を通過しました。民主党との協議によって改善されたという観測もあります。しかしその

危険な内容は少しも改善されていないことを憲法研究者有志が訴えています。その緊急声明を抄録します。

与党、民主党合意は有事法制の危険な本質を寸分も変えていない。改めて有事法案の廃案を強く訴える
2003年5月14日
憲法研究者有志

5月13日、与党と民主党との合意が成立し、衆議院の委員会、本会議採決の危険が濃厚になった。事態は重大な局面を迎えた。合意を伝えたマスコミは、あたかも与党と民主党との合意(以下、合意)により、有事法案の危険な内容は大きく改善され、国民にふさわしい内容に変わったかのよう報道を繰り返している。しかし、こうした主張は、有事法制の合意の内容を誤ってとらえるものであり、国民に与える影響は計り知れない。私たち憲法研究者は、かかる事態において、とりあえず合意の内容がいかなるものであるかを明らかにし、それが有事法制の内容に変化をもたらすものではなく、有事法制は廃案以外にないというこ

とを、市民の皆さんに訴えることが必要と考え、ここに声明を発表する。合意の本身は、いくつがあるが、その核心は、第1に民主党の主張する緊急事態基本法案については「四党間で真摯に検討し、有事に対応する機構として民主党が主張している「危機管理庁」の設置も含め、速やかな措置をとることとしたこと、第2に民主党が強く主張したいわゆる人権保障条項については、武力攻撃事態法案第3条に、「この場合において、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」という文言を入れたことである。他にも施行時期などがあるが、核心部分についてだけ検討する。

1 「人権尊重」規定によっても有事法制の危険な中は身はいささかも変わっていない
もともと政府原案にも、いわゆる人権尊重規定

は入っていた。同原案には「武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」という制限が加えられ、これに制限が加えられない場合には、その制限は「必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続きのもとに行われなければならない」とあつたのである。それに合意で先に述べたような一文を付け加えたからといって、それが果たす法的効果は変わらない。「人権尊重」とは言いながら反対に「必要最小限」との口実で人権を政府の恣意によって制限することにお墨付きを与える規定にしかならない。

2 フッシュの戦争に国民を動員する有事法制のねらいはいささかも変わっていない
有事法制の本質は、ブッシュ政権のイラク攻撃にみられるような戦争に日本が加担するのみならず、その戦争に自衛隊ばかりでなく民間企業や地方自治体などを強制的に動員することに最大のねらいがある。アメリカの戦争に国民を動員するに、その戦争を日本の有事であるとして国民を強制的に動かす手はない。それを確保するための鍵となつているのが、有事法制が実際に日本が武力攻撃を受けるはるか以前、すなわち「武力攻撃が予測されるに至つた事態」でも発動される仕掛けである。だから、民主党がアメリカの戦争に追随し国民を巻き込む法制ではなく、万一日本が攻撃されたときの規定を作るというのであれば、当

3 民主党の提案する緊急事態基本法は人権と民主主義をかえって切り縮めるものである
民主党提案の基本法は緊急事態に人権を確保する法制どころか、政府案の有事法制に加えられるならば、事態を一層悪化する根本的な欠陥を持つている。最大の欠陥は、同案が、日本に加えられる武力攻撃と、テロ、自然災害を一緒くたに「緊急事態」として同じような対処の方針を出している点である。そもそも、武力攻撃と、テロ、自然災害は、全く性格も異なり、したがって、それぞれにふさわしい別々の対処方策、国会の関与のあり方がある。自然災害の時には人権の制約も受容される場合がある

4 改めて有事法案の廃案を求める
有事法案がアメリカの戦争に国民を動員するといふ本質が変わっていないかぎり、国民にとつて最善の道は、この法案を廃案にすること以外にない。いま国民にとつてもっとも必要なこと、そして民主党の心ある人々も含めいまずべての野党が一致できる点があるとすれば、有事法案を廃案にするという一点であるはずである。私たちはこのことを強く訴え、私たちがそのために全力を挙げて奮闘することを誓う。

呼びかけ人/小沢隆一(静岡大学)、上脇博之(北九州市立大学)、三輪隆(埼玉大学)、森 英樹(名古屋大学)、渡辺 治(一橋大学) 賛同人38名(5/14、16、15現在)

参考人意見陳述

衆議院文科委員会で (全大教国会速報第3号第4号より抜粋)

4月23日と5月7日の2回にわたって参考人意見陳述、質疑が行われました。23日には8単組4団体60名が、7日には、全大教から60名、私大教連などの団体から合わせ100名近くが傍聴しました。

4月23日

《参考人の意見陳述要
点》

「橋大学学長 右弘光
氏(与党参考人)」

基本的には法案に賛成。法人化により大学内部の改革の限界を超え、大学運営の自主・自立性と自己責任、学長のリーダーシップ、競争による教育研究の活性化が期待される。学長の裁量権の拡大と、非公務員型の適用による外国人パワールの導入などで、国際競争力を高められる。ただ、法人化による事務量の増加が教育研究の妨げにならないようにすべき。中期目標・中期計画は、現行制度下でも暗黙にやられており、6年の幅が与えられることでむしろ改善される。評価は必要悪で、時間をかけてよくしていくべき。なお、「国大協内部で意見が割れている」という指摘があるが、断固反対はなく、臨時総会の開催要請もない。地区説明会でも反対意見は出ていない。

東京工業大学大学院

生命理工学研究科教授・赤池敏宏氏(野党参考人)

法案には反対。大学の役割は知の創造と伝承で、教育研究は自由闊達に行われなくてはならないが、現行制度下でもできる。法案は、憲法で保障されている学問の自由や大学自治などのよさを否定し、文科省の統制を強め独善的学長をつくり出すもので、再考願いたい。中期目標・中期計画については、中期目標を文科大臣が定めることは、従来の大学のあり方と異なり、大臣の関与が強まらざるを得ない。評価は非常に困難であり、評価漬けになつては挑戦的に学問研究に取り組めない。お上が取り仕切るやり方はやめてほしい。ポトムアップも取り入れもつ少し大学の意見を聞くことが必要。

日本大学総合科学研究所教授 小野田武氏(与党参考人)

法案には賛成。大学の役割は、まず人材育成、次に人材育成のための知の創造である。法案により、

「組織」の力を向上・顕在化させる「仕組」づくりが期待されるが、もつと法人が抱え得るリスクを盛り込むべき。法人化のリスクは、外部有識者の獲得、情報公開、外部圧力などによつて軽減、回避されると考えるが、国民や社会が関心を持ち続けられるかが重要。教育研究評議会にも学外者を入れるべき。時代は「科学のための科学」から「社会のための科学」に変化しており、基礎研究であっても、それが何につながるかわかつてやるべきで、社会的有用性が不可欠である。なお、法案については、現在まで十分に議論されてきたと考える。

京都大学経済研究所 長・教授 佐和隆光氏(野党参考人)

日本の大学の研究が振るわないのは、経営形態によるのではなく、科学や学術研究への社会的関心のいびつさ、科研費等の配分の不正さ、教育研究の妨げとなる雑用の多さ、などの問題と評価による。法案は文科省によ

による締めつけ強化で、国立大学の「ソビエト化」となっている。また法人化の初期条件に大学間の格差が生じるので、文科省による是正が必要。中期目標・中期計画については、教育研究に期限を定めて結果を求めるとは馴染まない。評価については、学会における個々の研究者の評価が重視されるべきで、組織を評価の対象としたり中央集権的な委員会での評価がなされるはならず、「有用性」という視点から研究を論じるべきでない。また、評価により、教育研究のための貴重な時間が奪われるおそれがある。実学と共に虚学も大切である。一見無用と思われる学問が有用性をもつことは、これまでにも枚挙がないほど。「経営協議会」に2分の1以上の学外者を入れるという規定ははずすべき。各大学法人の自主性に委ねるべきである。

味の素株式会社 技術特別顧問 山野井昭雄氏(与党参考人)

基本的には法案に賛成だが、運用面で留意すべき点がある。企業間の競争力向上のためには、大学の国際競争力の強化が不可欠で、競争原理をもつと

導入すべき。大学には、教育、基礎研究、産業界に可能性のある研究、の3つの機能があると考えており、大学を無理矢理産業界に結びつけて考へてはいない。教育もあらゆる領域の人材を幅広く育てる意味で、我が国の発展にとつて重要。中期計画、中期目標については、国立大学は国費を使うのであるから、文科省のフィルターを通して認可されるべき。評価については、公正で透明な評価体制が必要だが、すべてについて同じ基準ではできず、評価を分け行わねばならない。

前鹿兒島大学学長 由中弘允氏(野党参考人)

法案には反対。大学は社会に警鐘をならす機関として重要。短期的展望ではなく、長期的展望を大事にすべきである。法人化は、政府や官僚が強力な権限を持ち国立大学を統制できる仕組みを内包した制度で、教育研究の自主・自律を失わせる。中期目標・中期計画の策定、評価、予算配分、大学の改廃などは法律の根幹部分だが、それらを運用や裁量で行うなど法治国家のやる事ではないし、そういう法律は作るべきではない。外部から目標が与えられ、評価され、点数化されれば、教育と研究の本質自体がゆがめられ国際競争力も長い目で見れば落ちるだろう。

広島大学学長 牟田泰三氏(与党参考人)

法案には基本的に賛成。新しい国立大学では、トップダウンとボトムアップの両方の長所を備えた運営方式をとるべき。新しい運営方式で学長は、大学の到達目標を明確にし、情報を教職員とできるだけ共有し、各層の意見を聞き、大学が組織として成長するようにしむける必要がある。

教育ジャーナリスト、山岸駿介氏(野党参考人)

大学改革には賛成だが、法案には問題点がある。一番の問題は、中期目標・計画。計画を立てることは、長い間国立大学に求められてきたことで、まさに国立大学がやるべきことだが、これを文科大臣が定め、大学に提示し、大臣が承認するといふことは、文科省の束縛がより強くなるという不安や心配が残る、大学として受け入れ難いだろう。

散歩道

柳の芽が青みはじめ、新緑が目にしみるころ、ツバメが季節の便りを届けてくれる。ツバメは、軒先に巣を作つたり、人間とは至つてフレンドリーな小鳥のように思われる。同じく春を告げるウグイスののどかな鳴き声がテリトリの宣言だとするとツバメは果たしてどうなのだろうか。

念のために確かめてみるとツバメは、「人家に親しみ人にかわいがられて、現在は人為的建造物以外には営巣しないようだ」とまでいわれている。ツバメがお礼のつもりで巣の中に残しておくと貝は安産の御守りになるともいわれている。ツバメと人間とはそこまで親密なのだ。

燕(つばき)に 伴走されし 家路かな 千枝子

後になり先になつて慕つてくる燕、時に身体に触れるほどの距離を飛ぶツバメは、本当に人間好きなのだ。ニアミスを楽しんで飛ぶ黒ツバメ (k)